

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 7 日現在

研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2005～2008  
 課題番号：17330018  
 研究課題名（和文） 消費者信用法の統合的研究 民法・監督法・市場法の観点から  
 研究課題名（英文） Consumer Credit Law from Private, Regulatory and Market Law Perspective  
 研究代表者  
 神田 秀樹（KANDA HIDEKI）  
 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
 研究者番号：90114454

研究成果の概要：消費者信用取引の規制のあり方は、欧州や米国の規制がそうであるように、商品やサービスの販売に伴う与信契約か単純な金銭の貸付かを問わず、横断的・統一的に規制すべきである。その際、私法的規制、監督法上の規制および市場法的な観点から、それぞれの有効性と限界を常に意識しつつ、統合的かつ公正な規制体系を構築するとともに、法規制のみならず自主規制などの非法的規制との最適の組み合わせを探る必要がある。

## 交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	3,600,000	0	3,600,000
2006 年度	2,600,000	0	2,600,000
2007 年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2008 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
総計	10,000,000	1,140,000	11,140,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：消費者信用，個人信用情報，監督法，過剰債務，信用情報機関，自主規制，市場法，資産流動化

## 1. 研究開始当初の背景

消費者が与信業者から信用供与を受ける消費者信用取引は、その総額を見ると近年横ばい傾向ではあるものの、研究開始直前のデータである平成 13 年にすでに約 74 兆円に達しており、家計の可処分所得における割合から見れば 24.8%と約 4 分の 1 を占めるに至るなど、国民生活に広く浸透していた。他方、

それに対応し個人破産の件数も 10 年来増加傾向にあった。与信業者の側の状況にも大きな変化が生じており、銀行本体によるクレジットカード業務の解禁により銀行のリテールバンキング業務への進出がなされるなど、消費者信用分野は、多くの金融機関・金融コングロマリットにとって、重要な戦略部門として位置づけられてゆくことが予想された。

また、IT化の進展も、消費者信用分野における業務・取引のあり方、消費者の行動様式に少なからず影響を与えるものと思われた。このような状況の下、公正かつ効率的な消費者信用取引に関する規制のあり方について、根本的な検討をする時期であると考えたことが本研究の端緒であった。

消費者信用に係る私法上の規律については、比較法的研究も含め、わが国にはすでに相当の研究の蓄積があった。ところが、監督法的な観点からの研究については豊富な蓄積があるとはいいがたく、消費者信用市場法の観点からの検討に至っては、研究の絶対量からして極めて乏しい状況であった。

比較法的な見地からは、たとえばEUに目を転じると、域内市場統合の一貫として、消費者信用市場の機能の向上という観点から様々な議論がなされており、消費者信用指令の改正提案がだされるに至っていた。EUのみならず、アメリカを含む先進諸国の動向や議論にも留意しつつ、私法、監督法および市場法の観点から統一的・全体的にアプローチする本研究により、ともすると与信業者と消費者との私法的関係についての解釈論的研究に圧倒的比重を置いてきたわが国の消費者信用法の研究に、新たな地平をもたらさうであろうという予想の下に、本研究は開始された。

## 2. 研究の目的

本研究は、1. に述べたように、消費者信用取引がすでにこれほど国民生活に普及しており、かつ、市場のあり方も変化しつつある中で、公正かつ実効的な消費者保護の法的スキームを確保し、また、そのことと表裏一体の関係に立つと考えられる効率的な消費者信用市場の確立のための法的枠組みのあり方を探ることを目的とするものであった。

検討にあたっては、消費者と与信業者との私法上の規律について考察する必要があることはもちろん、与信業者に対する監督法的規制、および消費者信用市場の効率性向上のための市場法的な規律のあり方についても調査・検討することが不可欠である。また、与信業者が自己の貸付債権を流動化することも、業者のファイナンスおよびリスク管理のために重要であり、あわせて検討の対象とした。

消費者信用法の分野は、投資サービスの分野で急速に進展している法整備と比較しても、法制面の整備においても研究面においても多くの課題があると考えられる。業者の範囲の拡大、IT化等の環境変化に伴う業務・取引の態様の変化、市場の変質等、消費者信用取引のあり方が大きく変わりつつある中でまずは現状を正確に認識し、それを踏まえ私法、監督法および市場法の相互の関係に留意しつつ、消費者信用分野における横断的・統合的な規律のあり方を検討することにより、実効的な消費者保護および効率的な消費者信用市場を確保するための法的基盤についての理論的基礎を構築することを本研究は目的とする。

## 3. 研究の方法

消費者信用取引および消費者信用市場の実態把握につとめ、それと同時に主要先進諸国における消費者信用法制および消費者信用市場の実態調査を進めた。

具体的には、消費者信用取引における法的紛争や個人破産についての統計、比較法的研究に基づく知見等を参照しつつ、本研究の対象とすべき消費者信用取引の概念および範囲について検討した。たとえば、個人であっても事業を営んでいる者、開業準備行為のために信用を受ける者を対象に含めるかどうか（消費者信用法の「主観的範囲」）、金融商

品や土地・住宅等を購入するために消費者が受ける信用や無償で受ける与信等をどのように取扱うか（消費者信用法の「客観的範囲」）など、本研究の射程に含まれるべき消費者信用の範囲がどこまでかを、比較法の動向にも目を配りつつ、その実質的根拠を探りつつ明らかにしていくこととした。

信販業者や消費者金融業者のみならず、銀行や事業会社の設立した金融子会社による消費者信用分野への進出など、与信業者側の多様化により、監督法の観点から不均衡が生じていないか、生じているとしたらそれは合理的な理由に基づくものかどうか、等について検討した。とくに、健全な業務活動を行うための行為規範とその実効性確保のための方策について、欧米を中心とする比較法研究を行うとともに、その成果を踏まえつつ日本法の問題点を明らかにした。

また、業者が多様化すると、消費者としては、どの業者とどのような条件で取引するかがますます重要になり、それについて助言しまたは消費者信用取引を仲介する業者の役割が高まるであろう。これら仲介業者に対する監督法的規制のあり方も、重大な課題となる。この点については、EU指令が興味深い規律を採用するに至っており、EU法の議論を参考にした。

研究の方法としては、各研究者による個別の研究を前提としつつ、研究会方式を採用した。研究代表者および研究分担者が参加するのみならず、とくに、消費者信用の領域における現状の正確な認識と実務の展開の動向を探るとともに、規制当局の問題意識等を把握するため、消費者信用問題に造詣の深い研究者、実務家および関係当局で消費者信用分野の規制を担当している方々に、適宜ご報告および参加をお願いし、上記の目的を達成すべく、情報を共有・整理し、問題点の洗い出

しに努めることとした。

とくに力を入れたのが比較法的検討である。消費者信用取引および消費者信用市場の現状の正確な認識と実務の展開についての情報を得ることと並行して、EUおよびアメリカの動向について調査した。その中でとくに注目したのは、次の2点である。すなわち、第1は、アメリカの消費者信用保護法（1968年）やイギリスの消費者信用法（1974年）のように英米法系のみならず、フランスの1978年1月10日の法律、ドイツ消費者信用法（1990年。なお、同法は、2001年のドイツ債務法改正に伴い実質的に民法典に吸収された。）、また1986年12月22日の消費者信用に関するEC指令およびそれを改廃した2008年の新消費者信用契約指令のように、多くの先進諸国およびEUにおいては、貸付信用と販売信用とを包括して統一的に規律している。ところが、わが国では、物品・サービスの販売を伴うか否かにより、私法上も監督法上も規制が分立している状況にある。信用取引の共通点を明らかにするとともに、物品・サービスの販売を伴う販売信用の特殊性がどこにあるのか、法的問題点を詰めた。

第2は、個人信用情報が消費者信用市場の効率性・機能性の向上のために果たす機能と、他方で個人信用情報の保護の要請とのバランスをどのように図るかという問題である。企業による情報開示に比較すると、消費者の信用情報の取扱いについては、その保護のあり方について十分に配慮しつつも、消費者信用市場の機能性向上という観点から、有効な活用の方法と態様について検討してゆく必要性が大きい。企業開示との比較、また、個人信用情報以外の個人の金融関連情報や医療情報など、個人情報保護一般の議論につねに留意しつつ、消費者信用市場のあり方について問題点を検討した。個人信用情報のいわ

ばデータ・バンクである個人信用情報機関についての法規制、および自主ルール等の各種規制が、この問題の中心となることには多言を要しないであろう。先進諸外国を中心に信用情報機関の法規制についてあわせて調査を行った。

業者の健全性確保との関係では、消費者に対する貸付金債権の流動化に注目した。消費者信用業者のファイナンスおよびその適正なリスク管理の手法としても、貸付債権の流動化は重要であり、これに関する研究はすでに相当に行われているものの、十分に法的問題点が解決されているとは言えない。他方、債務者が一般消費者であるという特殊性から、ここでも個人信用情報の保護はもちろんのこと、販売信用の場合には抗弁の切断の問題や債権回収など、消費者保護の観点から検討すべき点が少なからず出てくるであろう。これらについて、諸外国の動向にも留意しつつ、いわば消費者信用法制に密接に関連を有する問題として検討を進め、たとえば現在の債権流動化法制について改善すべき点がないかどうかについて、研究を進めた。

#### 4. 研究成果

第1に、消費者信用規制についてそもそもなぜ民法・業法および市場法の観点から多角的にアプローチする必要があるのかについて、経済学の分野における実証研究等を参照にしながら、改めて理論的・基礎的考察を行った。

第2に、比較法的な観点から、とくに、アメリカ、イギリスおよびEUの消費者信用法制についての調査研究をまとめ、日本法と異なり物・サービスの販売に伴う消費者信用が単純な金銭消費貸借契約かどうかで区別することなく、機能的かつ横断的な規律を行っていることが明らかとなった。私法的な観点からは両者の区別は不可避であろうが、監督

法および市場法的な観点からは、同等の経済的機能を果たす取引行為については同等の規制が課されるべきであり、欧米諸国の消費者信用法制の方式が合理的であるとの結論を得た。

次に、規制の体系としては、消費者信用取引の適正化と消費者保護の観点から注目すべき内容を含むイギリス改正消費者信用法（平成19年4月施行）について、その施行および運用の実態を調査し、とくに実務に重要な影響を与えると考えられるガイダンスの内容について分析した。イギリスでは、2006年に、消費者信用法が改正され、2007年4月6日に施行された。とくに、「暴利的な信用取引（extortionate credit bargains）」概念の廃棄と「不公正な関係（unfair relationship）」概念の創設に焦点を当て、従来、裁判所が「暴利的な信用取引」概念を積極的に運用してこなかったこと、「不公正な関係」という関係の概念を用いて、今後はより柔軟かつ積極的に不当な信用供与の規制を行おうとしていることを明らかにした。「不公正な関係」については、公正取引庁（OFT）のガイダンスが重要な役割を果たしており、「契約条項」、「金利および手数料」、「事業の実態」等6項目に分けて策定されているガイダンスの内容を分析した。

イギリス法は大きな展開を見せたのに対し、EUレベルにおける消費者信用指令の改正作業は停滞していた。2005年10月7日に欧州委員会は「消費者信用に関する加盟国の法令を調和するための欧州議会および理事会の指令のための第2次修正提案」を公表し、2006年中の成立を目指したものの、前代未聞といわれるほどの深刻な対立を生み、ようやく昨年春、難産の末、成立した。個人信用情報の位置づけ、業者の適正と信義務など、EU指令の見直しが膠着状態に陥っている真の

理由は何であったのか、その点はどのように解決されたのか研究し、業者ルールと市場ルールの役割分担、消費者像、EUと加盟国の権限分配などに問題の所在があることが判明した。

日本では、物品・サービスの移転を伴わない消費者金融の分野で、大きな法改正がなされた。すなわち、平成18年成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が消費者信用法制全体に少なからず影響を与えるであろうという認識の下に、同法の背後にある立法事実を踏まえ、その内容と法制上の位置付けについて検討した。同法の下では、たとえば、個人信用情報機関についてその法的地位が明確化されるとともに、業界の自主規制が重視されるなど、市場法および監督法の観点から重要な展開が見られた。後者については、金融商品取引法の考え方とも通底しており、研究は同法にも及んだ。本研究の問題意識からすれば、改正貸金業法は、物品やサービスの移転を伴う割賦販売等の領域にもインパクトを及ぼすことは必定であり、これらの法改正がどのような立法事実により行われたのか、改正法の内容等について、研究を進めた。その過程で、イギリスにおいては、与信業者と販売店との関係を代理人ないし媒介者の責任法理を通じて規律する傾向が強いことが明らかになった。

物品またはサービスの販売を伴う消費者信用販売の分野においては、そもそも、理論的に見て、物販・サービスの販売を伴う消費者信用取引の特殊性はどこにあるのかを検討し、たとえば既払金の返還といった特殊な問題があること、既払金の返還については、たとえば、与信業者の加盟店に対する一定の注意義務を課す監督法上の規律と、その違反に基づき私法上の効果を発生させるといった法律構成を含め、理論的に考えられるいく

つかの法律構成を採り上げ、それぞれの利害得失について検討を行った。

とくに、2008年春に異例といわれるほど紛糾したうえで成立したEU消費者信用契約指令は、市場の機能と限界を踏まえ、市場法的な観点からこの問題にアプローチするものであり、日本法にとっても示唆的である。とりわけ、市場法的な観点からは信用情報機関が重要な役割を占めることが確認され、この分野でもっとも進んだ法規制を有するアメリカ法を研究した。

第3に、研究中被行われた商品・サービスの販売に伴う信用取引に係る重要な法律である割賦販売法の2008年改正法の目的、背景、規制の考え方および解釈論上の論点と将来の課題について、先駆的な研究を行い、公表した。とりわけ、長年の課題であった加盟店管理義務および過剰与信の禁止について、興味深い業法上・私法上の規制がなされ、それとともに今まで存在しなかった新たな解釈問題が生じている。本研究では、いくつかの問題点について解釈論を展開した。

第4に、多様な観点から規制するとしても法規制には限界があること、それと補完協力するものとして自主規制などソフトローに一定の意義があり得ること、およびハードローとソフトローの関係等について、理論的検討を行い、公表した。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計18件)

神田秀樹、アメリカにおける金融分野の消費者保護法制の一面、ジュリスト1372号(2009年)122-126頁、査読無し

神作裕之、市場法の観点からみた消費者信用規制 - EU新消費者信用契約指令の成立、前田庸先生喜寿記念論文集『企業法の変遷』(2009年、有斐閣)91-123頁、査読無し

小出篤, 英国における消費者信用法制改革 - 2006年消費者信用法を中心に, ジュリスト 1372号(2009年)138-146頁, 査読無し

神作裕之, 個別信用購入あっせん業者の法的地位 - 加盟店の不正な勧誘販売に伴う与信の防止と救済 -, クレジット研究 41号(2009年)179-194頁, 査読無し

神作裕之, 過剰与信の防止と改正割賦販売法, ジュリスト 1364号(2009年)127-137頁, 査読無し

神作裕之, 信用情報機関への顧客情報の提供等に係る銀行の責任, ジュリスト 1364号(2008年)150-153頁, 査読無し

藤田友敬, ハードローの影のもとでの私的秩序形成, ソフトロー研究叢書1巻『ソフトローの基礎理論』(2008年, 有斐閣)227-245頁, 査読無し

神田秀樹, 金融商品取引法の構造, 商事法務 1799号(2007年)38-51頁, 査読無し

藤田友敬, 契約法の経済学; 契約関係への最適投資のためのインセンティブ・メカニズム, ソフトロー研究 11号(2007年)141-168頁, 査読有り

神田秀樹, 投資サービス法案(金融商品取引法案)について, 利用者の視点から見た投資サービス法(2006年)4-17頁, 査読無し

山下友信, 法の大変動と保険法の課題, アクチュアリー・ジャーナル 60号(2006年)226-229頁, 査読無し

神田秀樹, 金融グループにおける利益相反問題, 金融法務研究会『金融持株会社におけるコーポレート・ガバナンス』2006年10月, 18-23頁, 査読無し

神作裕之, オーナーズシステムに係る不動産共有持分の販売と提携ローン, ジュリスト 1321号(2006年)226-229頁, 査読無し

藤田友敬, 規範の私的形成と国家のエンフォースメント: 商慣習法を素材として, ソフトロー研究 6号(2006年)1-18頁, 査読有り

神田秀樹, 横断的な投資家保護と金融イノベーションを支援する基本インフラに, 週間金融財政事情 2006年1月30日号, 14-18頁, 査読無し

岩原紳作, 偽造カード保障問題を考える - 預金保護を図る法制整備を, 週間金融財政事情 56巻11号(2005年)12-18頁, 査読無し

岩原紳作, 電子マネーに関する規制のあり方, 金融法務研究会報告書 11号(2005年)68-76頁, 査読無し

藤田友敬, 市場取引とソフトロー, ソフトロー研究 3号(2005年)33-38頁, 査読有り

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

神田 秀樹 (KANDA HIDEKI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 90114454

### (2) 研究分担者

岩原 紳作 (IWAHARA SHINSAKU)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 20107486

山下 友信 (YAMASHITA TOMONOBU)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 10107485

神作 裕之 (KANSAKU HIROYUKI)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 70186162

藤田 友敬 (FUJITA TOMOTAKA)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号: 80209064

### (3) 連携研究者

なし